



創発の研究支援事業

2023年度募集要項

募集期間

2023年8月23日（水）～ 10月25日（水）午前12時（正午）



国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

創発の研究推進部

2023年8月

序章 研究提案募集の概要

(1) 研究提案募集及び選考スケジュールについて

2023年度の研究提案の募集・選考のスケジュールは、以下のとおりです。創発的研究支援事業では、破壊的イノベーションにつながるシーズを創出する潜在性をもった科学技術に関する研究分野を対象に、失敗を恐れず長期的に取り組む必要のある挑戦的・独創的な研究提案を募集します。

研究提案募集は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通して行います。指定された締切日時までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても不受理とします。

なお、2023年度募集では、提案時の所属機関を問わず提案者1人につき、1件の応募とします（複数応募があった場合、研究提案はいずれも不受理とします）。詳しくは、「2.6.1 応募者の要件（4）応募制限」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

研究提案の募集開始	<u>2023年8月23日（水）</u>
研究提案の受付締切 （府省共通研究開発管理システム [e-Rad] による受付期限日時）	<u>2023年10月25日（水）</u> <u>午前12時（正午）</u> <u><厳守></u>
書類選考期間	2023年10月下旬～2024年2月下旬
面接対象者への通知	2024年2月上旬～3月下旬
面接選考期間	2024年3月上旬～5月上旬
選定課題の 通知・発表	2024年5月中旬以降順次通知・発表
研究開始	2024年10月以降開始

※ 二重下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※選考の日程や連絡方法は決まり次第、研究提案募集ウェブページにてお知らせします。

研究提案募集ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

面接選考対象者には、「面接対象者への通知」期間に電子メールにてその旨の連絡及び面接用資料の作成を依頼します（書面の発送は行いません。創発的研究支援事業への提案時にe-Rad登録画面で「E-mailアドレス」欄に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください。提案後、機関異動等で提案時にe-Rad登録画面で登録されたメールアドレスに変更があった場合、速やかにsouhatsu-application@jst.go.jpに連絡ください）。なお、面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、2024年5月以降、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げる場合があります（電話又は電子メールにて連絡をいたします）。

(2) 研究提案の応募方法について

提案書の様式等、応募に必要な資料は、研究提案募集ウェブページからダウンロードしてください。

応募はe-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます（第5章）。**e-Rad登録において本事業独自の登録項目がありますので、必ず注意事項を読んだ上で登録するようにお願いします。登録に不備があった場合、審査の対象とはいたしません。**

締切間際はe-Radにアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできないなどのエラーとなりトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。**定められた募集締切日時までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切時刻以降の提案書の差し替え等には応じられません。**なお、応募期間中にe-Rad上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Radを通じての研究提案応募が困難となるような場合には、**研究提案募集ウェブページを通じて**対応策を掲示する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

所属機関・役職等についてe-Radの記載と提案書本文の記載を統一してください（相違があった場合は提案書本文の記載を正として扱います）。e-Radにアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式（特に様式1：提案書表紙）の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、**JSTは、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。**従って、募集締切時刻までに、JSTは研究提案者に事前確認の上での提案書の訂正、又は研究提案者に対する訂正の依頼行為の一切を行わないことにつき、あらかじめご承知おきください。また、研究提案募集のスケジュール等に変更が生じる場合には研究提案募集ウェブページにてお知らせいたします。研究提案の応募方法及び応募にあたっての

序章 研究提案募集の概要

留意事項については、本募集要項、研究提案募集ウェブページ及び別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。

- ・ 研究提案募集ウェブページ <https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

目次

第1章 研究提案公募にあたって	1
1.1 創発的研究支援事業について	1
1.1.1 創発的研究支援事業の概要	1
1.1.2 創発的研究支援事業の運営について	2
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	4
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	4
1.2.2 ダイバーシティの推進について	5
1.2.3 公正な研究活動を目指して	7
第2章 公募・選考	8
2.1 公募の対象となる研究提案	8
2.2 公募期間及び選考スケジュール	8
2.3 研究期間	8
2.4 研究費（上限額）	9
2.5 採択予定課題数	9
2.6 応募要件	9
2.6.1 応募者の要件	9
2.6.2 研究体制の要件	13
2.6.3 研究機関の要件	14
2.7 応募方法	14
2.8 選考方法	14
2.8.1 選考の流れ	14
2.8.2 利益相反マネジメントの実施	17
2.9 選考の観点	19
第3章 採択後の研究推進等について	20
3.1 研究計画の作成	20
3.2 委託研究契約	20
3.3 研究費	21
3.3.1 研究費（直接経費）	21
3.3.2 間接経費	22
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について	23
3.4 研究推進に関する事項	23
3.4.1 運営スキームについて	23
3.4.2 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保	24
3.4.3 追加研究環境整備支援	25
3.4.4 「創発の場」の形成	25
3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度	26
3.5 評価	27
3.6 採択された研究者の責務等	28
3.7 研究機関の責務等	30
3.8 その他留意事項	33
3.8.1 出産・子育て・介護支援制度	33
3.8.2 JREC-IN Portal のご利用について	33
第4章 応募に際しての注意事項	34
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	34
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	35
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	38
4.4 不正使用及び不正受給への対応	39

4.5	他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	41
4.6	関係法令等に違反した場合の措置	41
4.7	繰越について	41
4.8	府省共通経費取扱区分表について	42
4.9	費目間流用について	42
4.10	年度末までの研究期間の確保について	42
4.11	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	43
4.12	研究設備・機器の共用促進について	43
4.13	博士課程学生の処遇の改善について	45
4.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	47
4.15	男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	47
4.16	プロジェクト実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	48
4.17	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	48
4.18	URA 等のマネジメント人材の確保について	48
4.19	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	50
4.20	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	52
4.21	社会との対話・協働の推進について	52
4.22	研究データマネジメントについて	53
4.23	NBDC からのデータ公開について	54
4.24	論文謝辞等における体系的番号の記載について	54
4.25	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	55
4.26	競争的研究費改革に関する記載事項	55
4.27	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	56
4.28	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	58
4.29	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	61
4.30	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	61
4.31	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	62
4.32	研究者情報の researchmap への登録について	62
4.33	JST からの特許出願について	62
第5章	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	63
5.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	63
5.2	e-Rad を利用した応募方法	63
5.3	その他	65
5.3.1	問い合わせ先	65
5.3.2	e-Rad の利用可能時間帯	66
5.4	e-Rad 登録における本事業特有の注意事項	66
第6章	創発パネルについて	67
6.1	創発 P0 が主に担当する研究分野	67
6.2	創発 P0 メッセージ	76

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 創発的研究支援事業について

本事業は、競争的研究費制度に該当します。

1.1.1 創発的研究支援事業の概要

本事業は、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指す「創発的研究」を推進するため、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な多様な研究を、研究者が研究に専念できる環境を確保しつつ原則 7 年間（途中ステージゲート審査を挟む、最大 10 年間）にわたり長期的に支援します。

具体的には、大学等の研究機関における独立した又は独立が見込まれる若手を中心とする研究者からの挑戦的で多様な研究構想を募集します。また、創発的研究の実施機関は日本国内の研究機関に限定しますが、採択時に国内機関に所属していない日本国籍を有する研究者には、研究を実施する国内機関に異動するまで、研究開始を一定期間に限り保留する資格を与えることで、そのような海外機関に所属する研究者からの積極的な応募も期待しています。

採択後は研究者（以下「創発研究者」という。）の裁量を最大限に確保し、創発研究者が所属する大学等の研究機関支援の下で、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指します。また、創発的研究を促進するため、創発研究者のメンタリング等を行うプログラムオフィサー

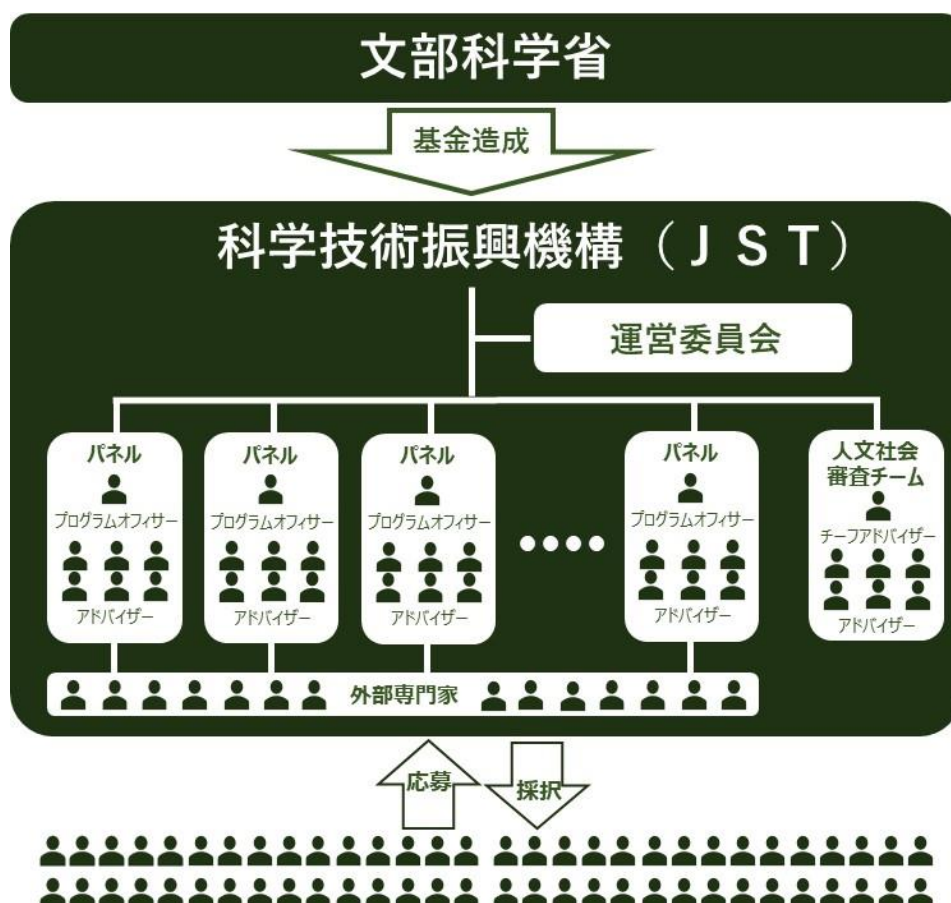
（以下「創発 PO」という。）の下、創発研究者の能力や発想を組み合わせる「創発の場」を設けることで、創造的・融合的な成果に結びつける取組を推進します。また別途、柔軟な研究中断とそれに伴う延長を可能とする仕組みや、研究環境改善のための追加的な支援など、創発研究者の意欲・能力を引き出すことができるような新たな仕組みを導入しており、優れた人材の意欲と研究時間を最大化し、破壊的イノベーションにつながるシーズの創出を目指します。

第1章 研究提案公募にあたって

1.1.2 創発的研究支援事業の運営について

本事業全体の運営方針の検討・立案、選考等の審議は、創発的研究支援事業運営委員会（以下「創発運営委員会」という。）が行います。創発運営委員会による審議に基づき、本事業で対象となる研究分野に関して、複数の適切な創発 PO を JST が定めます。創発 PO は、破壊的イノベーションにつながるシーズの創出に向け、既存の枠組みに囚われない創発研究者の自由な発想に基づく挑戦的な研究を、長期的な視点で統括します。その過程においては、創発 PO を補佐する創発的研究支援事業アドバイザー（以下「創発 AD」という。）を配置し、その協力を得ながら成果の最大化に資するよう、各創発研究者への指導・進捗管理を実施します。創発 PO 及び創発 AD は専門分野単位で「パネル」を構成して活動します。

各パネルの創発 PO を中心として選考・評価（ステージゲート審査、課題事後評価等）、採択された研究計画（研究費計画を含む）の精査・承認、各創発研究者が所属する大学等の支援の下での創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保等の活動を、創発 AD、人文社会審査チームや外部専門家等の協力の下、実施します。各パネルで創発 PO が取りまとめた各選考・評価結果は創発運営委員会が審議の上、JST が最終決定します。



図：創発的研究支援事業のガバナンス体制

第1章 研究提案公募にあたって

創発運営委員会

にしお しょうじろう 西尾 章 治郎（委員長）	大阪大学 総長
いしかわ しゅんべい 石川 俊 平	東京大学 大学院医学系研究科 教授
うちだ けんいち 内田 健一	物質・材料研究機構 磁性・スピントロニクス材料研究センター 上席グループリーダー／筑波大学 数理物質系 教授
かじた たかあき 梶田 隆章	東京大学 宇宙線研究所 教授
しのざき かずこ 篠崎 和子	東京農業大学 総合研究所 教授
しのはら ひろみち 篠原 弘道	日本電信電話株式会社 相談役
のぎき きょうこ 野崎 京子	東京大学 大学院工学研究科 教授
はせやま みき 長谷山 美紀	北海道大学 副学長／大学院情報科学研究院 院長
はなやま りきなり 華山 力成	金沢大学 ナノ生命科学研究所 教授
はまぐち みちなり 濱口 道成	科学技術振興機構 参与

創発 PO

ありた まこと 有田 誠	慶應義塾大学 薬学部 教授
おかだ まりこ 岡田 真里子	大阪大学 蛋白質研究所 所長／教授
おき たいかん 沖 大幹	東京大学 大学院工学系研究科 教授
かとう ただふみ 加藤 忠史	順天堂大学 大学院医学研究科精神・行動科学 主任教授
ぐん ちえんびん 龔 劍萍	北海道大学 先端生命科学研究院、WPI-ICReDD 教授
ごとう まさたか 後藤 真孝	産業技術総合研究所 人間情報インタラクション研究部門 首席研究員
さいとう みちのり 斎藤 通紀	京都大学 高等研究院 教授
さかきばら ひとし 榊原 均	名古屋大学 大学院生命農学研究科 教授
しおみ じゅんいちろう 塩見 淳一郎	東京大学 大学院工学系研究科 教授
てい ゆういち 鄭 雄一	東京大学 大学院工学系研究科 教授
ばば ひでお 馬場 秀夫	熊本大学 大学院生命科学研究部 教授
ふるはら ただし 古原 忠	東北大学 金属材料研究所 教授
ながえ ともふみ 永江 知文	京都大学 理学研究科 教授
もり 初果	東京大学 副学長／物性研究所 凝縮系物性研究部門 教授

人文社会審査チーム チーフアドバイザー

こばやし ただし 小林 傳司	大阪大学 CO デザインセンター 特任教授
-------------------	-----------------------

第1章 研究提案公募にあたって

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 研究提案公募にあたって

1.2.2 ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第2章 公募・選考

2.1 公募の対象となる研究提案

失敗を恐れず長期的に取り組む必要のある挑戦的・独創的な内容で、以下①～⑤のいずれかに該当するような破壊的イノベーションにつながるシーズ¹を創出する潜在性のある多様な科学技術に関する研究課題²を求めます。

- ① 「新たな知の発見や創出」または「基本原理の解明」が期待されるもの。
- ② 研究の多様性の観点から継続的に取り組まれるべき分野の研究であるもの。
- ③ 新たな技術的知見の発掘や革新的な技術の開発が期待されるもの。
- ④ 科学的・技術的知見の「融合」によるブレークスルーや新たな研究領域の創出が期待されるもの。
- ⑤ 研究成果の実利用または普及のための社会やシステムの転換が期待されるもの。

2.2 公募期間及び選考スケジュール

募集期間及び選考等の日程については、「序章（1）研究提案募集及び選考スケジュールについて」をご参照ください。

2.3 研究期間

本事業は研究期間を7年間とし、フェーズ1（3年間³）とフェーズ2（4年間³）の2つのフェーズに分けます。全ての採択者はフェーズ1から研究を開始し、ステージゲート審査を通過した課題について、継続してフェーズ2の研究を行います。ステージゲート審査を通過できない場合は、フェーズ1終了を持って創発的研究を終了とします。また、フェーズ2終了時から原則毎年度の審査を条件に最大3年度まで研究を延長する場合があります。

※ ステージゲート審査については、「3.4.1 運営スキームについて」をご参照ください。

¹ 現時点で経済的な価値が明確でない理論的・基礎的な研究も対象とします。

² 新技術の創出に資する科学技術（人文学・社会科学を含む。）が対象となります。なお人文学・社会科学に関連する科学技術の研究提案の場合、e-Radにて審査を希望する研究分野を登録する上で注意事項がありますので、必ず別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」を参照の上、登録願います。

³ 研究開始の猶予制度を適用したり、研究期間中に研究の中断・延長が生じた場合は、その期間に伴い、各フェーズの終了予定時期を延長します。詳しくは「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。

第2章 公募・選考

2.4 研究費（上限額）

1 課題あたり研究費（直接経費）は、原則として7年間で総額5,000万円（上限）、その内フェーズ1（3年間）での総額は2,000万円（上限）とします。研究提案は上限額以内で行ってください。なお採択後、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保のため、個々の研究課題の状況等に応じて、創発運営委員会、創発POの裁量により上限額を超える配分を含め変更となる場合もあります（RA追加経費支援等）。また、JSTは委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（直接経費の30%が上限）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 上記の研究費（直接経費）はあくまでも上限を設定しているものであり、提案する研究費は真に必要なものに厳選してください。不必要なものを過度に計上している場合は、審査・選考に影響を与える可能性があります。提案された研究費は、審査・選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、創発POによる研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「3.1 研究計画の作成」をご参照ください。

2.5 採択予定課題数

2023年度研究提案募集における採択予定件数は、200～250件程度です（研究提案の状況等により変動します）。

2.6 応募要件

応募の際、以下本節に記載した事項についてあらかじめご承知おきください。

また、下記に加え、「第4章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

2.6.1 応募者の要件

(1) 研究課題の要件

研究提案者自らの研究構想に基づく研究提案であること。

(2) 応募者の要件

採択までに以下a～jの要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、又は不採択とします。

以下の要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体又は一部を中止（早期終了）します。

第2章 公募・選考

- a. 応募者は、研究者となる方ご本人であること。国籍は問いません。
- b. 自らが発案した研究構想を実現するために自立して研究を推進できること。
- c. 日本国内の研究機関に在籍の上、創発的研究を実施できること。

創発的研究は日本国内の研究機関に所属している間のみ実施可能ですが、申請時の所属機関は国内外を問いません。海外機関に所属する研究者は、遅くとも2024年10月1日より日本国内の研究機関にて研究開始を条件に応募は可能です（ただし日本国籍を有する研究者で、現在海外機関に所属している研究者については、研究開始の時期を採択後最大2年間猶予します）。詳しくは「**3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度**」をご参照ください。

※ 企業等に所属する研究者であっても、創発的研究の趣旨に沿った研究を十分に遂行できる研究者は対象となります。

※ 外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

- ・ 日本語による事務処理の対応が可能であること（あるいは支援を受けつつ対応が可能な環境にあること。）も要件となります。
 - ・ 査証（ビザ）の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
 - ・ 研究者の身分等によって、創発的研究が、外国為替及び外国貿易法に基づき規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。
- d. 全研究期間を通じ、自身の創発的研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。

※ 詳しくは、「**3.6 採択された研究者の責務等**」をご参照ください。

- e. 2023年4月1日時点で博士号の学位を取得していること。
- f. 以下のいずれかの経験要件を満たすこと。
 - ① 2023年4月1日時点で博士号取得後15年以下（2008年4月2日以降に博士号取得）。
 - ② 医学、歯学又は獣医学を履修する場合、博士課程修了後に、日本国法律（医師法、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者については、2023年4月1日時点で博士号取得後17年以下。
 - ③ 博士号取得後から15年以内（②に該当する者は17年以内）に、出産・育児により研究に専念できない期間があった者については、2023年4月1日時点で博士号取得後20年以下（②に該当する者の場合は、博士号取得後22年以下）。
 - ④ 博士号取得後から15年以内（②に該当する者は17年以内）に介護等にて研究に専念できない期間があった者については、①の条件に当該期間分（最大2年）を引き上げる。

第2章 公募・選考

※ 研究提案書に博士号取得年月・大学を記入し、また、博士号取得が2008年4月1日以前の場合、その理由を記述してください。③又は④に該当する場合は、母子手帳の写し、要介護認定の証明書写し等を e-Rad にて提出してください。必要に応じ JST が確認します。

- g. 自己の責任と権限により使用することが可能な公募による研究費（研究代表者として扱える公募にて獲得した研究費）⁴を、過去2年間⁵に受給していたことがある、又は現在（2023年度）受給中であること。なお、これに準ずるものとして、現在、または、過去2年間に研究費を受給していない特段の事情⁶がある場合などは提案書に理由を明記すること。
- h. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムをあらかじめ修了していること。又は JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- i. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
 - ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
 - ・ 研究提案が採択された場合、創発研究者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- j. 以下の＜重複制限対象事業＞に研究代表者（領域代表者、プログラスマネージャーを含む。）として採択されている場合、応募することはできません（採択されている重複制限対象事業が最終年度の場合を除く）。またフェーズ1最終年の前年迄⁷に、以下の＜重複制限対象事業＞に示す研究費に研究代表者（領域代表者、プログラスマネージャーを含む。）として採択され支援を受けた場合、当該研究課題を中止（早期終了）します。

フェーズ1最終年以降⁷は、以下の＜重複制限対象事業＞に示す研究費に研究代表者等として採択され支援を受けた場合で、かつステージゲート審査を通過した研究者は、研究費を減額（原則）

⁴ 公募による研究費を対象とします。ただし所属する研究機関内の研究者のみを対象とした公募は含みません。

⁵ 2021年度、2022年度に受給していること。

⁶ ライフイベント（出産・育児・介護）、臨床研修、大型の研究プロジェクトに従事して他の研究プロジェクトに参画できない状況にあった、企業等で研究しており競争的研究費を申請する環境になかった等、明確な理由に限ります。

⁷ 「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」を活用した場合、その期間分、時期が遅れます。

第2章 公募・選考

し、研究を継続・延長することが可能です。詳細は、委託研究事務処理説明書（創発事業：補完版）をご参照ください。

なお今後、競争的研究費制度の新規設置、又は変更等により＜重複制限対象事業＞が変更になることがあります。

＜重複制限対象事業＞

- ・日本学術振興会所管の事業（科学研究費助成事業）

特別推進研究、新学術領域研究（研究領域提案型）（領域代表者のみを対象とする⁸）、学術変革領域研究（A）（領域代表者のみを対象とする⁸）、基盤研究（S）

- ・科学技術振興機構所管の事業

未来社会創造事業（探索加速型（本格研究）及び大規模プロジェクト型）

戦略的創造研究推進事業（ERATO、CREST、さきがけ（※）、AIP 加速課題の研究代表者のみを対象とする。ただし、AIP 加速課題は、さきがけ・CREST 終了課題に関連する研究課題の研究代表者のみを対象とする）

ムーンショット型研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする。ただし、ムーンショット目標 8、9 はコア研究のプロジェクトマネージャーのみを対象とする）

A-STEP（産学共同（本格型、シーズ育成タイプ））

革新的 GX 技術創出事業（GteX）（チーム型研究のチームリーダーのみを対象とする）

戦略的創造研究推進事業先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）（加速フェーズの研究開発代表者のみを対象とする）

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）（プロジェクト型及び個別研究型の研究代表者のみを対象とする）

- ・日本医療研究開発機構所管の事業

革新的先端研究開発支援事業（LEAP、AMED-CREST、PRIME（※）、FORCE の研究代表者のみを対象とする。）

ムーンショット型研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）

- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構所管の事業

ムーンショット型研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）

- ・農業・食品産業技術総合研究機構所管の事業

生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）ムーンショット型農林水産研究開発事業（プロジェクトマネージャーを対象とする）

⁸ 計画研究と公募研究の研究代表者は対象ではありません。

第2章 公募・選考

※ さきがけ及びPRIMEについては、2025年3月末までに当該研究が終了する予定であれば、本年度募集への提案は可能とします。なお、原則、創発的研究は当該研究終了後に開始するものとし、それまでの期間は研究開始の猶予期間として扱います。詳しくは、「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。

(3) 独立に関する条件⁹

以下の独立に関する条件を満たすこと、又は原則フェーズ1（3年間）の間に満たすこと（採択までの過程において必要に応じて独立可能性を客観的に確認する場合があります）。

- ① 自己の研究に係る論文について、責任著者の立場にあること。
- ② 大学院生等¹⁰の指導に責任を持つこと、又は持つ立場にあること。
- ③ 研究グループを組織して研究を行う場合は、そのグループの責任者であること。
- ④ 研究室を持つこと（※）。

※ 独立した研究を行うために必要な研究設備を設置する部屋や研究を遂行する部屋の管理の責任者¹¹であること。

(4) 応募制限

2023年度研究提案募集においては、提案時の所属機関を問わず研究提案者1人につき研究提案を1件のみ申請することができます。

※ 2020年度～2022年度提案募集では、応募回数は3回のうち2回という制限を設けていましたが、本年度提案募集からはこの応募回数制限を撤廃します。

2.6.2 研究体制の要件

- a. 創発研究者が個人（1人）で、又は創発研究者自身が管理・指導する研究員、博士研究員、研究補助員、学生等と共に研究を進めます。必要な場合には、研究費の範囲内で新たに研究員、博士研究員、研究補助員等を雇用することが可能です。博士課程学生がRA等として創発的研究の補助を行う場合に、その補助業務に対する適切な水準の対価の支払いを、一定の条件下で追加的に支援する

⁹ 独立に関する条件は、「独立した研究者」及び「自らが設定する挑戦的・独創的な研究テーマに取り組むことで、3年以内に本条件を満たすという気概がある独立予定の研究者」に応募してもらうためのものです。審査においては、提案の内容、実行力、人間性、独立状況等を総合的に評価します。審査時点で本条件を満足していない場合、将来的な見通しや独立への意欲等を確認した上で、最大限の尽力を条件に採択します。なお、ステージゲート審査では「3.4.1 運営スキームについて(1)」に示すように、独立に関する条件だけでなく他の審査基準を含め、総合的な視点にて研究支援の継続の可否を評価します。研究提案者本人が独立に向け尽力したにもかかわらず、一部の独立要件を満足しなかった場合については、評価において配慮します。

¹⁰ 研究員や学部生も含みます。学位審査権は必須ではありません。

¹¹ 管理責任者や安全管理者等として研究機関に登録されていることは必須ではありません。

第2章 公募・選考

ことが可能です（ただし、令和6年度及びそれ以降の予算措置状況に伴い、支給額・条件等について変更の可能性があります）。研究遂行にあたり必要な、他の研究者との連携・共同研究は可能ですが、他の研究者への研究費の配分はできません。

※ 詳しくは、「**4.13 博士課程学生の処遇の改善について**」をご参照ください。

- b. JSTは、研究環境の整備の支援、研究の広報やアウトリーチ、特許出願支援等の研究推進活動を行います。
- c. 創発研究者は日本国内の研究機関に所属する必要があります（日本国内の研究機関とのみ委託研究契約を締結します）。海外での研究実施・研究費の使用については、所属する日本国内の研究機関の規定に基づきます。

2.6.3 研究機関の要件

創発的研究を実施する研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「**3.7 研究機関の責務等**」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められません。採択後に責務が果たせないこと等が明らかになった場合、研究課題の中止等の措置をとることになりますのでご注意ください。なお、本事業への提案にあたっては、研究者個人からの自発的な提案を最大限尊重していただくようお願いします。

2.7 応募方法

応募方法については、「**序章 研究提案募集の概要（2）研究提案の応募方法について**」をご参照ください。

2.8 選考方法

JSTは、応募要件を満たす研究者から、研究提案を募集します。選考は、創発POが創発ADや外部専門家等の協力を得て行い、創発運営委員会の審議を経て最終的にJSTが採択課題を決定します。

2.8.1 選考の流れ

(1) 創発パネル（創発PO）と専門分野の指定について

研究提案者は、研究提案の審査を主査するパネル（創発PO）と一次書類審査を希望する専門分野（研究分野（主）及び研究分野（副））をe-Radで指定してください。パネル（創発PO）と研究分野の関係については、「**6.1 創発POが主に担当する研究分野**」をご参照ください。研究分野（主）

第2章 公募・選考

または研究分野（副）が、選択したパネルにおける「創発POが主に担当する研究分野」と違っていても問題ありません。

審査の質の観点から、提案の研究分野に一番近いパネル及び専門分野（研究分野（主）及び研究分野（副））を選択してください。なお、採択後には提案時に選択したパネルを超えた研究推進・交流等の場も提供します。

複数の研究分野に跨がる研究提案については、各分野の評価者による多面的な審査を行います。

e-Radへの登録の際は、研究分野（主）及び研究分野（副）の両方を必ず登録するようにお願いします<全員対象>。研究分野（主）と研究分野（副）が同じでも構いません。

なお、研究分野（主）に「人文・社会」または「その他」に属する分野コードを登録した場合、研究分野（副）は「人文・社会」及び「その他」の分野に属さない分野コードを必ず登録する必要があります。登録していない場合は、提案を受け付けません。また研究分野（主）・（副）の両方に「人文・社会」分野または「その他」分野に属する分野コードを登録した場合も、提案を受け付けません。「人文・社会」分野及び「その他」分野に属する分野コードについては、「6.1 創発POが主に担当する研究分野」を参照ください。

※ 研究分野（副）は、e-Radのシステム上では「任意項目」となっていますので、入力を忘れないようご注意ください。

また、e-Radへの入力の際は、別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。

なお、各パネルを担当する創発POから、本事業へ応募する研究者へのメッセージを創発事業ホームページ公募情報（<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>）に掲載していますので、参考としてください。

第2章 公募・選考

(2) 多段階審査について

研究提案者が指定した専門分野の専門家が一次書類審査を、そして研究提案者が指定した創発POが、他の創発POや創発AD、人文社会審査チーム、専門家等の協力を得て、二次書類選考及び面接選考を行います。面接選考を経て採択候補を選定し、創発運営委員会の審議を経て、JSTが最終決定します。なお、採択にあたっては、研究分野及び研究者の多様性も考慮します。

また、選考において、必要に応じて調査等を行うことがあります。なお、研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

(3) 面接選考の実施及び選考結果の通知について

- a. 面接選考のスケジュールは公募期間終了までに、研究提案募集ウェブページでお知らせしますのでご確認ください。書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します（書面の発送は行いません。創発的研究支援事業への提案時にe-Rad登録画面で「E-mailアドレス」欄に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。残念ながら書類選考において不採択となった方には、その旨の書面を選考結果の確定後に電子メールにて送付いたします。提案後、機関異動等で提案時にe-Rad登録画面で登録されたメールアドレスに変更があった場合、速やかにsouhatsu-application@jst.go.jpに連絡ください。

面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブページにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

- b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での会話が困難な場合、英語での面接も可能です。
- c. 不採択となった研究提案者には、選考結果の確定後に選考結果を電子メールで送付します。また、不採択となった研究提案者には別途不採択コメントを電子メールで送付します。
- d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨の書面を電子メールで送付するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※ 面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、2024年5月以降に、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JSTより研究提案者に連絡を差し上げる場合があります（電話又は電子メールにて連絡をいたします）。また、選考期間終了後も、e-Radに登録された電子メールアドレスを受信可能な状態に設定してください。

第2章 公募・選考

2.8.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究提案書の「特記事項（様式7）」に記載してください。

- a. 研究提案者と親族関係にある者。
- b. 研究提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
※ ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指す。
- c. 研究提案者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者の研究課題の中での共同研究者等を行い、研究提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 研究提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究提案者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究提案者の利益相反マネジメント

研究提案者が「研究提案者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究提案者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究提案者の利益相反に該当する可能性があります。従って研究提案者と「研究提案者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究提案者に関係する機関」とは以下のいずれかに該当する場合の参画機関を言います。なお、a 及び b については、研究提案者のみではなく、研究提案者の配偶者及び一親等内の親族（以下「研究提案者等」という。）についても同様に取扱います。

- a. 研究提案者等の研究成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書を有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

第2章 公募・選考

- b. 研究提案者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究提案者が株式を保有している機関。
- d. 研究提案者が実施料収入を得ている機関。

「研究提案者に関する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から選考会にて審議します。

そのため、「研究提案者に関する機関」を参画機関とする場合、提案書の「特記事項（様式7）」にて「研究提案者に関する機関」が参画機関に含まれることを申告してください。

なお、研究提案者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出していただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」という。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について選考会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、研究提案書の「特記事項（様式7）」にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けている企業の所属であることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※ JST の出資先企業については下記ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※ 申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第2章 公募・選考

2.9 選考の観点

(1) 選考基準（事前評価基準）

選考基準は、以下のとおりです（「**2.6 応募要件**」を満たしていることが前提です）。

- a. 本事業の趣旨に合致しているか。
- b. 本提案募集の対象となる研究提案（「**2.1 公募の対象となる研究提案**」参照）であるか。
- c. 研究提案者自らの構想に基づく研究提案であるか。
- d. 研究構想を実現しようとする意欲があること、実現の可能性が感じられるか。
- e. 必要な研究遂行能力及び体制を有しているか。
- f. 研究構想の実現に向けた実践や他の研究者との議論・相互触発の取組等を通じて、新興・融合領域の開拓、関係研究分野の継続的な発展への貢献が期待できるか。
- g. 創発的研究の遂行にふさわしい研究環境の確保に向けて、必要に応じて研究機関に対し協力を求めたり、調整したりする意志があるか。
- h. 「**2.6.1 応募者の要件**」の(3)について、独立見込み（3年以内）の場合、独立に向けた意欲が高く、また可能性が高いか。

(2) 研究費の「不合理な重複」又は「過度の集中」

研究費の「不合理な重複」又は「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「**4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置**」をご参照ください。

第3章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

- a. 採択後、フェーズ1全体（3年間）を通じたフェーズ1研究計画書を作成します。また、一年毎に年次計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に創発POの精査、承認を経て決定します。
 - b. 研究計画は、創発POの精査、承認を経て決定します。創発POは選考過程、研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等を基に、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。なお、研究計画を精査・承認、また、その後のメンターを担う創発POは、研究提案時に指定した創発POと異なる場合があります。
 - c. 創発POは、研究成果の最大化等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
- ※ 研究計画で定める研究体制及び研究費は、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JSTは研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「**3.7 研究機関の責務等**」をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- d. 研究代表者が所属機関を移籍することになった場合、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴う研究代表者の交代はできません。なお、研究費（直接経費）により取得した物品については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動する必要がある旨、研究契約に規定しております。

第3章 採択後の研究推進等について

3.3 研究費

JSTは委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。また、委託研究契約書や委託研究事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（大学等を除く。主として民間企業等の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、ウェブページにて公開している委託研究事務処理説明書等をご参照ください。

創発的研究支援事業 研究契約に係る書類

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sohatsu/2023/sohatsua.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sohatsu/2023/sohatsuc.html>

3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者及び研究計画書記載の研究参画者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参画者（但し、研究代表者を除く（※2、※3、※4））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費、研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）等（※2、※3、※5）

（注） 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの（※）

※ JSTでは、委託研究契約書や委託研究事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の委託研究事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

第3章 採択後の研究推進等について

- ※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」という。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「**4.12 研究設備・機器の共用促進について**」をご参照ください。
- ※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。
 - 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>
- ※3 研究代表者自身の人件費への支出（c.）の上限は原則年間70万円とします。研究以外の業務の代行経費（バイアウト経費）への支出（d.）の上限は原則年間140万円とします。当該経費を支出する場合には、別途委託研究事務処理説明書において必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。
- ※4 別途定める要件を満足する創発研究者に対し、創発的研究をリサーチアシスタント（RA）として支える博士課程学生に対する適切な水準の対価の支払いを、一定の条件下で別途支援する予定です。詳細は採択後にお知らせします。
- ※5 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

第3章 採択後の研究推進等について

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱い異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。また、研究期間の終了が3月末とならない場合は、本事業で雇用される研究補助員等の契約に配慮し、研究費の増額を伴わないことを条件に、創発 PO 及び JST の承認の下、契約期間を研究期間最終年度の3月末までとすることが可能です。

3.4 研究推進に関する事項

3.4.1 運営スキームについて

本事業は研究期間を原則7年間とし、その中でフェーズ1（3年間¹²）、フェーズ2（4年間¹³）の2つの研究フェーズを設けます。全ての新規採択者はフェーズ1から研究を開始し、フェーズ1終了時にはフェーズ2移行を判断するためのステージゲート審査を実施します。ステージゲート審査を通過した課題については、継続してフェーズ2の研究を行います。ステージゲート審査を通過できない場合は、フェーズ1終了を持って創発的研究を終了とします。

(1) ステージゲート審査¹⁴の審査基準

フェーズ1終了課題に対するステージゲート審査では、以下の項目に沿って確認を行います。

- a. 研究構想に基づく着実な研究進捗・試行錯誤が確認できたか。
- b. リスクを恐れず、果敢に挑戦し続ける強い意欲があるか。
- c. 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組¹⁵がなされたか。
- d. 創発の場（参照：「3.4.4 「創発の場」の形成」）への積極的な参加、協力がみられたか。

¹² 研究開始の猶予制度を適用したり、研究期間中に研究の中断・延長が生じた場合は、その期間に伴い、各フェーズの終了予定時期を延長します。詳しくは「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。

¹³ 研究開始の猶予制度を適用したり、研究期間中に研究の中断・延長が生じた場合は、その期間に伴い、各フェーズの終了予定時期を延長します。詳しくは「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください。

¹⁴ 本事業では、失敗を恐れず長期的に取り組む必要のある挑戦的・独創的な研究提案を支援します。そのため、ステージゲート審査では、主に研究の進捗や取組状況を確認します。

¹⁵ 「適切な研究環境の確保に向けた取組」とは、創発的研究を実施するために十分なエフォートの確保できているか、最適な研究実施体制を確保できているか、そのために本事業の研究費を適切に使用できているか等の取組を指します。

第3章 採択後の研究推進等について

- e. 提案時の独立に関する条件（参照：「**2.6.1 応募者の要件（3）独立に関する条件**」の①～④項）を満たしたか。¹⁶

(2) ステージゲート審査の実施方法

フェーズ1終了の約半年前を目安に、創発 PO が創発 AD 等の協力を得て、審査を実施し、JST が決定します。

ステージゲート審査の結果は、フェーズ移行後の研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直し等を含む）に反映し、また、研究課題の早期終了（中止）の措置を行う場合があります。

(3) フェーズ2終了後の延長

本事業において研究期間を延長することで大きな成果が期待され、かつ他による支援が困難である場合で、支援終了が国際競争の観点から悪影響を及ぼすと認められる等の研究課題については、フェーズ2終了後、原則として、創発 PO の毎年度の承認により、例外的に最大3年度まで研究を延長することがあります。

事後延長の可否を決める審査は研究終了前の適切な時期に実施します。

3.4.2 創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保

本事業では、研究者の裁量を最大限に確保し、各研究者が所属する大学等の研究機関の支援の下で、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指すこととしています。例えば、所属機関には「本事業の予算は限定的であることから、本事業で支援する研究者が利用できる研究機器の共用」や、「大学教員の研究時間は年々短くなっていることから、研究時間確保のための所属機関の配慮・支援」、「研究者の独立に向けた支援」など、研究者の置かれた状況に応じた、きめ細やかな支援を期待します。なお、本事業で支援する研究者が創発的研究に集中できる研究環境を確保するため積極的かつ秀でた支援を実施した所属機関に対しては、各創発研究者のフェーズ1終了時に審査を行い、その結果を踏まえ、追加研究環境整備支援を行います。詳細は、「**3.4.3 追加研究環境整備支援**」をご参照ください。

¹⁶ 独立に関する条件を3年以内に満足すべく最大限の努力をお願いします。ステージゲート審査では、独立に関する条件だけでなく総合的な視点にて研究支援の継続の可否を評価します。研究提案者本人が独立に向け尽力したにもかかわらず、一部の独立要件を満足しなかった場合については、評価において配慮します。

第3章 採択後の研究推進等について

3.4.3 追加研究環境整備支援

各創発研究者のステージゲート審査時期迄に、研究機関が創発研究者に対して実施した研究環境の改善内容を審査し、追加的に当該研究者を取り巻く研究環境改善のための支援の額を、研究機関毎に決定します。

審査の対象となる「積極的かつ秀でた支援」の事例を以下に示します。なお、以下の事例にかかわらず、創発研究者の研究環境改善に資する取り組みについては評価の対象とする予定です。

- 独立支援（定年制ポストの提供、昇進、研究室・スペース確保・拡大、研究室立ち上げ費用など）
- 研究時間の確保に向けた配慮（バイアウト利用、大学事務負担軽減など）
- 研究加速に向けた支援（研究スタートアップ費、学生の配属、研究・事務補佐員の支援、共通設備の優先利用など）
- その他、研究環境改善や研究モチベーション向上に向けた支援

支援は、1機関あたり最大 5,000 万円/期（各期の審査毎の最大支援額）程度を予定しています。追加研究環境整備支援の額は、創発研究者が研究機関より受けた支援の内容や支援を受けた研究者の数、また当該研究機関を取り巻く研究環境や各研究機関の取組などを総合的に評価し、決定します。

追加研究環境整備支援は、創発研究者を中心とした、若手研究者の研究環境改善を目的とした用途に利用できます。前述の審査で決定され JST から提示する追加研究環境整備支援の上限額の範囲内で、各研究機関で希望する追加研究環境整備支援を JST に申請いただき、審査の上、必要額を支給します。詳細は別途お知らせいたします。

3.4.4 「創発の場」の形成

本事業では、研究の進捗確認、創発研究者間のネットワーク構築及び多様な分野の研究の理解と融合研究を目的とした「創発の場」を創発 PO、JST 及び創発研究者の主導で運営します。創発研究者には、創発 PO、創発 AD や多様な外部専門家等とともにパネル、研究分野や地域等の括りごとで開催する原則として合宿形式の創発の場（半年ごとを目安とする）に参加し、研究成果の発表・議論を行っていただきます。「創発の場」の開催にあたっては、創発研究者に企画・運営に携わっていただきます。

創発 PO、創発 AD や多様な外部専門家等と議論・交流をするとともに、創発研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、研究者として目指す姿やビジョン、将来の発展的な研究構想を描いたり、チーム型研究の発足等に資するネットワーク構築が促されることを狙いとしています。

また、研究者の自主的な企画による各種会議（勉強会、公開イベント等）の開催も「創発の場」の一環として推奨し、JST も企画・運営を支援します。

この他、創発 PO や創発 AD による各研究者へのサイトビジット等により個々の研究内容や創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保に向けた取組に対する助言・指導を行います。

第3章 採択後の研究推進等について

3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度

(1) 研究の中断と延長制度

下記①～④に該当する事由により研究代表者が創発的研究を継続することが難しい場合、創発 PO 及び JST の承認の下、研究を一時中断することが可能です。中断期間に応じて、中断時におけるフェーズの研究期間の延長を可能とします。この場合、JST は研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。中断期間については、研究代表者と創発 PO、及び JST による協議で決定します。

また「**2.6.1 応募者の要件 (2) j.**」に示す＜重複制限対象事業＞に、フェーズ 1 最終年¹⁷に採択された場合で、かつステージゲート審査を通過した創発研究者は、研究期間を延長して研究を継続することが可能です。この場合、研究の重複期間に応じて、原則、研究費を減額します。延長及び研究費の減額については、研究代表者と創発 PO、及び JST による協議で決定します。詳細は、委託研究事務処理説明書（補完版）をご確認ください。

① ライフイベントが発生した場合（出産・育児・介護）

② 本事業以外の制度を利用した海外機関への長期滞在

※ 本事業以外の外部資金制度による海外研修制度や海外研究者との共同研究など、研究者本人のキャリア構築に資する国際連携活動のため、海外研究機関に滞在し、創発研究への一定水準（創発 PO が設定）以上のエフォートを充てることができない場合

③ 大規模災害等による研究機関への被害発生時

④ その他、創発 PO、JST が承認した、研究を中断せざるを得ない事情が発生した場合

(2) 研究開始の猶予制度

下記①～③に該当する場合、採択者の資格を持ったまま研究開始を猶予します。

① 採択時に海外機関に所属している日本国籍を有する研究者については、創発的研究を実施する国内機関に異動するまでの間

② 採択時に JST さきがけ、もしくは AMED PRIME（2025 年 3 月末までに終了予定の研究課題に限る。）を受給中の研究代表者は、さきがけ、もしくは PRIME が研究終了するまでの間

③ その他、創発 PO、JST が承認した、研究開始を猶予せざるを得ない事情が発生した場合
ただし、研究開始にあたっては、採択時に満たしていた応募要件（「**2.6 応募要件**」参照）が引き続き満たされていることが条件となります。

¹⁷ 「3.4.5 研究の中断と延長制度、及び研究開始の猶予制度」を活用した場合、その期間分、時期が遅れます。

第3章 採択後の研究推進等について

(3) 研究の中断、及び研究開始の猶予の上限

上記「(1) 研究の中断と延長制度」に基づく研究の延長期間、及び「(2) 研究開始の猶予制度」に基づく研究開始の猶予期間は、原則、1人の研究代表者につき2つの制度を合わせて計2年間まで（フェーズ1の場合2029年9月末まで、フェーズ2の場合2033年9月末まで延長可能）とします。

3.5 評価

- a. 創発 PO は、創発 AD 等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。
- b. 上記の他、創発 PO が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

第3章 採択後の研究推進等について

3.6 採択された研究者の責務等

- a. JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- b. 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - ① 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
 - ② JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わない。
 - ③ 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI）e - ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「**4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について**」をご参照ください。また、研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。
- c. 研究の推進及び管理等に関し、以下の対応をしていただきます。
 - ① 研究者には、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。
 - ② JST（創発 PO を含む）に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、創発 PO が随時求める研究進捗状況に関する報告（定期的な年次報告書等を含む）等にも対応していただきます。
- d. 創発研究者には、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究参加者の管理、出張等について責任を負っていただきます。研究参加者や、特に本事業の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- e. 若手の博士研究員を研究費で雇用する場合は、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（※）について確認します。詳細は、「**4.13 博士課程学生の処遇の改善について**」をご参照ください。

※ 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中を含めることができます。
- f. 「創発の場」の各種イベントに参加いただくとともに、企画立案及び運営にご協力いただきます。
- g. 研究成果の取扱いについて、以下の対応をしてください。

第3章 採択後の研究推進等について

- ① 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
 - ② 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、創発的研究支援事業の成果である旨の記述を行ってください。
 - ③ JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム等に参加し、研究成果を発表していただきます。
 - ④ 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（又は申請）していただきます。
- h. 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。
- ※ 詳しくは、「**4.21 社会との対話・協働の推進について**」をご参照ください。
- i. JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定に従っていただきます。
- j. JST は、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府へ提供することになりますので、あらかじめご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
- ※ 詳しくは、「**4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について**」をご参照ください。
- k. 創発的研究支援事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- l. 所属機関の協力の下、創発研究者がより研究に専念できる環境の整備を行い、**研究活動時間（創発事業以外の研究活動時間を含みます）**を職務活動全体（研究活動、教育活動、社会サービス活動等）に対し、下記割合以上を確保してください¹⁸。
- ・理学系：55%
 - ・工・農学系：45%
 - ・医学系：35%
- m. 応募時点に「**2.6.1 応募者の要件 (3) 独立に関する条件**」を満たしていない創発研究者は、フェーズ1期間中に条件を満たすことができるように努めてください。

¹⁸ 本事業のみでなく、職務活動全体に対する研究活動全体の時間の比率となります。

3.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」という。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、委託研究事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、又は当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

【大学等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sohatsu/2023/sohatsua.html>

【企業等】 <https://www.jst.go.jp/contract/sohatsu/2023/sohatsuc.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を研究参加者に十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める委託研究事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費助成事業（補助金）を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して委託研究事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費助成事業（補助金）の取扱いに準拠することが可能です。）

第3章 採択後の研究推進等について

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又はその旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生など研究機関の職務発明規定が適用されない方が研究参加者となる場合は、当該学生などが発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方公共団体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

第3章 採択後の研究推進等について

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。
- m. 本事業では、各研究者が所属する大学等の研究機関の支援のもと、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境が確保されることを目指すこととされています。例えば、所属機関には「本事業の予算は限定的であることから、本事業で支援する研究者が利用できる研究機器の共用」や、「大学教員の研究時間は年々短くなっていることから、研究時間確保のための所属機関の配慮・支援」など、研究者の置かれた状況に応じた、きめ細やかな支援を期待します。特に、応募時点に「**2.6.1 応募者の要件 (3) 独立に関する条件**」を満たしていない創発研究者が、フェーズ1期間中に当該条件を満たすことができるよう配慮をお願いします。なお、本事業で支援する研究者が創発的研究に集中できる研究環境を確保するために、積極的かつ秀でた支援を実施した所属機関に対しては、審査の上、追加的に当該研究者を取り巻く研究環境改善のための支援を行います。詳細は、「**3.4.3 追加研究環境整備支援**」をご参照ください。

第3章 採択後の研究推進等について

3.8 その他留意事項

3.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組の一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.8.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース（JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>）は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第4章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

該当する場合は、下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@ist.go.jp

■公募に関する相談窓口

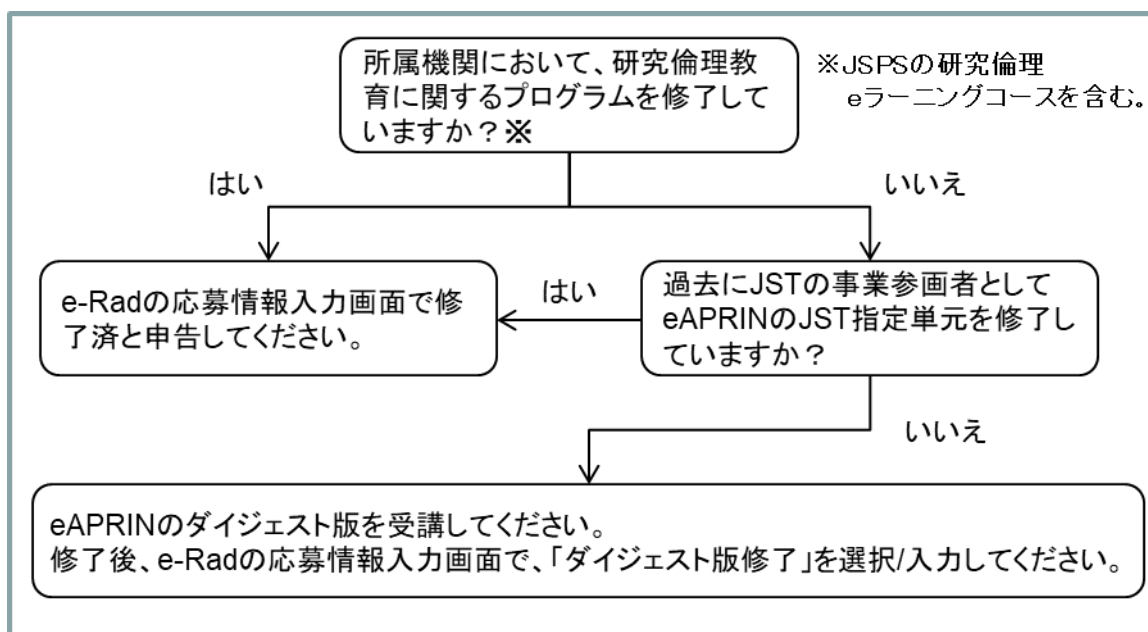
国立研究開発法人科学技術振興機構 創発的研究推進部

E-mail : souhatsu-application@ist.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

第4章 応募に際しての注意事項

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

※JST 指定の必修単元については、以下のウェブページをご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/e-learning.pdf>

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

第4章 応募に際しての注意事項

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当（JST 創発的研究推進部）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないうほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当（JST 創発的研究推進部）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

「2.6.1 応募者の要件 (2) j.」に示される＜重複制限対象事業＞以外にも、研究提案者が 2023 年度または 2024 年度に海外の制度・民間財団を含む他の制度・研究助成等にて合計年 3,000 万円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨¹⁹に照らして、総合的

¹⁹ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合。

第4章 応募に際しての注意事項

に採否や予算額等を判断します。なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

○ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下のとおり扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上、著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

第4章 応募に際しての注意事項

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

第4章 応募に際しての注意事項

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

第4章 応募に際しての注意事項

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3,4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応 じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

第4章 応募に際しての注意事項

4.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和6年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和5年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

第4章 応募に際しての注意事項

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023_sohatsu_jimu_betsu9.pdf

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

※ 研究終了が3月31日以外の場合、原則終了日の61日後を提出期限とします。

第4章 応募に際しての注意事項

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じてJSTに報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

第4章 応募に際しての注意事項

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2022」〔閣議決定（R4.6.3）〕
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（令和 5 年 5 月 24 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

第4章 応募に際しての注意事項

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平

第4章 応募に際しての注意事項

均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度²⁰の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

なお、本事業では、創発研究者の研究指導者としての育成や、優れた博士後期課程学生の参画による創発的研究の一層の推進を図ること、また研究者や大学の意識改革を促すことを目的として、RA としての雇用に必要な追加支援（生活費相当額を上限）を実施することを予定しています。追加支援にあたっては、創発研究者が研究室主宰者として、我が国の将来を担う次世代の人材育成に積極的に取り組めるかといった点を総合的に確認します。

²⁰ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

第4章 応募に際しての注意事項

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間（フェーズ1及びフェーズ2）を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

第4章 応募に際しての注意事項

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

4.16 プロジェクト実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和2年4月10日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

- 創発的研究支援事業 委託研究事務処理説明書（補完版）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023_sohatsu_hokan.pdf

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の

第4章 応募に際しての注意事項

重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

第4章 応募に際しての注意事項

4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

第4章 応募に際しての注意事項

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

第4章 応募に際しての注意事項

4.20 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.21 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JSTで提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

第4章 応募に際しての注意事項

4.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針の運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

（※1）データマネジメントプランに記載すべき項目については本ガイドラインに記載。

- 公的資金による研究データの管理・利活用（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

（統合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるものの等は一切公開いたしません。

※ 生命科学系データについては「**4.23 NBDC からのデータ公開について**」も参照してください。

第4章 応募に際しての注意事項

4.23 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンス統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)でも、NBDC (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

4.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST FOREST Program, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系番号は、JPMJ+FR+英数字 4 桁です。

論文中の謝辞 (Acknowledgement) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST FOREST Program, Grant Number JPMJFRXXXX.

【和文】

本研究は、JST 創発的研究支援事業 JPMJFRXXXX の支援を受けたものです。

※ 論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

第4章 応募に際しての注意事項

4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和5年3月時点で9件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和6年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和5年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和6年度版チェックリストを令和6年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

（下記ウェブページは、令和5年度版チェックリストに関する内容です。令和6年度版チェックリストに関しては令和6年4月以降に文部科学省ウェブページを確認ください。）

第4章 応募に際しての注意事項

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意①：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

※注意②：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けて資金を管理している機関は、継続して管理している間、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出することが必要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

第4章 応募に際しての注意事項

4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

(下記ウェブページは、令和5年度版研究不正行為チェックリストに関する内容です。令和6年度版研究不正行為チェックリストに関しては令和6年4月以降に文部科学省ウェブページを確認ください。)

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

第4章 応募に際しての注意事項

- (3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

第4章 応募に際しての注意事項

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1.研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2.特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3.1.及び 2.を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

第4章 応募に際しての注意事項

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

第4章 応募に際しての注意事項

4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.32 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

本事業では、JST が運営する researchmap を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配布やイベントの案内などの事業運営で活用します。そのため、採択された研究代表者の方には researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

4.33 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、次ページの(1)、(2)のほか特に以下の点に注意してください。

- 募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。
- e-Rad の動作確認済環境は Firefox、Google Chrome、Microsoft Edge、Safari です。ご注意ください。（※Internet Explorer では利用いただけません）
<https://www.e-rad.go.jp/requirement.html>
- 事前に研究機関及び研究者の登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要です。詳細は「(1) e-Rad 使用にあたる事前登録」や別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。
- e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上以上の余裕を持ってください。e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。
- 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。募集締切当日は「引き戻し」を極力行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。なお、引き戻し方法の詳細は別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」の「■提出した応募情報の修正「引き戻し」について」をご参照ください。

- 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能がありますので、提出する様式ファイルは原則としてこの変換機能を使って PDF 化してください。ご自身が保有するアプリでの PDF 化も可能ですが、PDF リーダーの画面からコピーペーストしたテキストが文字化けしないことを必ず確認してください。一部のアプリによる PDF 化では、PDF に埋め込まれたテキストが正しい文字コードではない場合があります。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

・研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、「5.3.1 問い合わせ先」のメールアドレスまで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請にあたっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 3 MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。

- ② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、募集要項及び研究提案書記入要領を熟読の上、注意して記入してください。

5.3 その他

5.3.1 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは事業担当にて受け付けます。e-Rad の一般的な操作方
法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST創発的研究推進部（公募担当）	<お問い合わせは必ず電子メールでお願いします> E-mail : souhatsu-application@jst.go.jp [募集専用] 電話番号 : 03-5214-7276 [募集専用] 受付時間 : 10:00～12:00 13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く [電話でご質問いただいた場合でも、原則電子メールでの対応をお願いすることになりますので、ご承知おきください]
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号 : 0570-057-060（ナビダイヤル） 受付時間 : 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

※応募〆切直前の操作に関しては、 <u>上記JST問い合わせ先にも必ずご連絡ください。</u>		
---	--	--

- 本事業の研究提案募集ウェブページ (<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>)
- e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

5.3.2 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 e-Rad 登録における本事業特有の注意事項

- ・ 研究提案者が申請する研究提案の審査の主査を務めるパネル（創発 PO）を指定する必要があります。
- ・ 研究分野（主）及び研究分野（副）を必ず指定してください<全員対象>。研究分野（主）と研究分野（副）が同じでも構いません。
- ・ 研究分野（主）に「人文・社会」または「その他」に属する分野コードを登録した場合、研究分野（副）は「人文・社会」及び「その他」の分野に属さない分野コードを必ず登録する必要があります。登録していない場合は、提案を受け付けません。また研究分野（主）・（副）の両方に「人文・社会」分野または「その他」分野に属する分野コードを登録した場合も、提案を受け付けません。
- ・ 研究分野（副）は、e-Rad のシステム上では「任意項目」となっていますので、入力を忘れないようご注意ください。
- ・ 申請時における「独立に関する条件」の満足度状況を登録する必要があります。

研究分野と創発 PO の関係、また「人文・社会」や「その他」に属する分野コードの関係については「**6.1 創発 PO が主に担当する研究分野**」をご参照ください。また実際の登録にあたっては、研究提案募集ウェブページにて公開している別紙「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」をご参照ください。

第6章 創発パネルについて

6.1 創発 PO が主に担当する研究分野

研究提案の審査を主査するパネル（創発 PO）と一次書類審査を希望する研究分野（主）及び研究分野（副）を e-Rad で指定する必要があります。創発 PO が主に担当する研究分野を以下に示します。審査の主査を希望するパネル（創発 PO）の選択及び一次書類審査を希望する専門分野（研究分野（主）及び研究分野（副））を検討する際の参考にしてください。研究分野（主）または研究分野（副）が、選択したパネルにおける「創発 PO が主に担当する研究分野」と違っていても問題ありません。

なお、研究分野（副）は、e-Rad のシステム上では「任意項目」となっていますので、入力を忘れないようご注意ください。

なお、研究分野（主）または研究分野（副）として、「人文・社会系」、「その他」を選択した場合は「人文社会審査チーム」の審査対象となります。

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
永江パネル	1000	自然科学一般	11010	代数学
	1000	自然科学一般	11020	幾何学
	1000	自然科学一般	12010	基礎解析学
	1000	自然科学一般	12020	数理解析学
	1000	自然科学一般	12030	数学基礎
	1000	自然科学一般	12040	応用数学、統計数学
	1000	自然科学一般	13010	数理解物理、物性基礎
	1000	自然科学一般	13020	半導体、光物性、原子物理
	1000	自然科学一般	13030	磁性、超伝導、強相関係
	1000	自然科学一般	13040	生物物理、化学物理、ソフトマターの物理
	589	エネルギー	14010	プラズマ科学
	589	エネルギー	14020	核融合学
	589	エネルギー	14030	プラズマ応用科学
	1000	自然科学一般	15010	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理に関連する理論
	1000	自然科学一般	15020	素粒子、原子核、宇宙線、宇宙物理に関連する実験
	1000	自然科学一般	16010	天文学
	1000	自然科学一般	17010	宇宙惑星科学
	1000	自然科学一般	17020	大気水圏科学
	1000	自然科学一般	17030	地球人間圏科学
	1000	自然科学一般	17040	固体地球科学
	1000	自然科学一般	17050	地球生命科学
	589	エネルギー	80040	量子ビーム科学

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
塩見（淳） パネル	689	ものづくり技術	18010	材料力学、機械材料
	689	ものづくり技術	18020	加工学、生産工学
	689	ものづくり技術	18030	設計工学
	689	ものづくり技術	18040	機械要素、トライボロジー
	689	ものづくり技術	19010	流体工学
	689	ものづくり技術	19020	熱工学
	289	情報通信	20010	機械力学、メカトロニクス
	289	情報通信	20020	ロボティクス、知能機械システム
	689	ものづくり技術	21010	電力工学
	689	ものづくり技術	21020	通信工学
	689	ものづくり技術	21030	計測工学
	689	ものづくり技術	21040	制御、システム工学
	689	ものづくり技術	21050	電気電子材料工学
	689	ものづくり技術	21060	電子デバイス、電子機器
	889	フロンティア	24010	航空宇宙工学
	889	フロンティア	24020	船舶海洋工学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
沖パネル	789	社会基盤	22010	土木材料、施工、建設マネジメント
	789	社会基盤	22020	構造工学、地震工学
	789	社会基盤	22030	地盤工学
	789	社会基盤	22040	水工学
	789	社会基盤	22050	土木計画学、交通工学
	789	社会基盤	22060	土木環境システム
	789	社会基盤	23010	建築構造、材料
	789	社会基盤	23020	建築環境、建築設備
	789	社会基盤	23030	建築計画、都市計画
	789	社会基盤	23040	建築史、意匠
	789	社会基盤	25010	社会システム工学
	789	社会基盤	25020	安全工学
	789	社会基盤	25030	防災工学
	589	エネルギー	31020	地球資源工学、エネルギー学
	389	環境	63010	環境動態解析
	389	環境	63020	放射線影響
	389	環境	63030	化学物質影響
	389	環境	63040	環境影響評価
	389	環境	64010	環境負荷、リスク評価管理
	389	環境	64020	環境負荷低減技術、保全修復技術
	389	環境	64030	環境材料、リサイクル技術
	389	環境	64040	自然共生システム
	389	環境	64050	循環型社会システム
	389	環境	64060	環境政策、環境配慮型社会

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
古原パネル	489	ナノテク・材料	26010	金属材料物性
	489	ナノテク・材料	26020	無機材料、物性
	489	ナノテク・材料	26030	複合材料、界面
	489	ナノテク・材料	26040	構造材料、機能材料
	489	ナノテク・材料	26050	材料加工、組織制御
	489	ナノテク・材料	26060	金属生産、資源生産
	689	ものづくり技術	27010	移動現象、単位操作
	689	ものづくり技術	27030	触媒プロセス、資源化学プロセス
	489	ナノテク・材料	28010	ナノ構造化学
	489	ナノテク・材料	28020	ナノ構造物理
	489	ナノテク・材料	28030	ナノ材料科学
	489	ナノテク・材料	28050	ナノマイクロシステム
	589	エネルギー	31010	原子力工学
	489	ナノテク・材料	34010	無機・錯体化学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
龔パネル	689	ものづくり技術	27020	反応工学、プロセスシステム工学
	689	ものづくり技術	27040	バイオ機能応用、バイオプロセス工学
	489	ナノテク・材料	28040	ナノバイオサイエンス
	489	ナノテク・材料	33010	構造有機化学、物理有機化学
	489	ナノテク・材料	33020	有機合成化学
	489	ナノテク・材料	34030	グリーンサステイナブルケミストリー、環境化学
	489	ナノテク・材料	35010	高分子化学
	489	ナノテク・材料	35020	高分子材料
	489	ナノテク・材料	35030	有機機能材料
	489	ナノテク・材料	37010	生体化学
	489	ナノテク・材料	37020	生物分子化学
	489	ナノテク・材料	37030	ケミカルバイオロジー
	189	ライフサイエンス	90120	生体材料学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
森パネル	489	ナノテク・材料	29010	応用物性
	489	ナノテク・材料	29020	薄膜、表面界面物性
	489	ナノテク・材料	29030	応用物理一般
	489	ナノテク・材料	30010	結晶工学
	489	ナノテク・材料	30020	光工学、光量子科学
	489	ナノテク・材料	32010	基礎物理化学
	489	ナノテク・材料	32020	機能物性化学
	489	ナノテク・材料	34020	分析化学
	489	ナノテク・材料	36010	無機物質、無機材料化学
	489	ナノテク・材料	36020	エネルギー化学

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
榊原パネル	189	ライフサイエンス	38010	植物栄養学、土壌学
	189	ライフサイエンス	38020	応用微生物学
	189	ライフサイエンス	38030	応用生物化学
	189	ライフサイエンス	38040	生物有機化学
	189	ライフサイエンス	38050	食品科学
	189	ライフサイエンス	38060	応用分子細胞生物学
	389	環境	39010	遺伝育種科学
	389	環境	39020	作物生産科学
	389	環境	39030	園芸科学
	389	環境	39040	植物保護科学
	389	環境	39050	昆虫科学
	389	環境	39060	生物資源保全学
	389	環境	39070	ランドスケープ科学
	189	ライフサイエンス	40010	森林科学
	189	ライフサイエンス	40020	木質科学
	189	ライフサイエンス	40030	水圏生産科学
	189	ライフサイエンス	40040	水圏生命科学
	389	環境	41020	農業社会構造
	389	環境	41030	地域環境工学、農村計画学
	389	環境	41040	農業環境工学、農業情報工学
	389	環境	41050	環境農学
	189	ライフサイエンス	42010	動物生産科学
	189	ライフサイエンス	42020	獣医学
	189	ライフサイエンス	42030	動物生命科学
	189	ライフサイエンス	42040	実験動物学
	189	ライフサイエンス	44050	動物生理化学、生理学、行動学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
岡田パネル	189	ライフサイエンス	43010	分子生物学
	189	ライフサイエンス	43020	構造生物化学
	189	ライフサイエンス	43030	機能生物化学
	189	ライフサイエンス	43040	生物物理学
	189	ライフサイエンス	44010	細胞生物学
	189	ライフサイエンス	44030	植物分子、生理科学

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
斎藤パネル	189	ライフサイエンス	43050	ゲノム生物学
	189	ライフサイエンス	43060	システムゲノム科学
	189	ライフサイエンス	44020	発生生物学
	189	ライフサイエンス	44040	形態、構造
	189	ライフサイエンス	45010	遺伝学
	189	ライフサイエンス	45020	進化生物学
	189	ライフサイエンス	45030	多様性生物学、分類学
	189	ライフサイエンス	45040	生態学、環境学
	189	ライフサイエンス	45050	自然人類学
	189	ライフサイエンス	45060	応用人類学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
加藤パネル	189	ライフサイエンス	46010	神経科学一般
	189	ライフサイエンス	46020	神経形態学
	189	ライフサイエンス	46030	神経機能学
	189	ライフサイエンス	51010	基盤脳科学
	189	ライフサイエンス	51020	認知脳科学
	189	ライフサイエンス	51030	病態神経科学
	189	ライフサイエンス	52020	神経内科学
	189	ライフサイエンス	52030	精神神経科学
	189	ライフサイエンス	56010	脳神経外科学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
有田パネル	189	ライフサイエンス	47010	薬系化学、創薬科学
	189	ライフサイエンス	47020	薬系分析、物理化学
	189	ライフサイエンス	47030	薬系衛生、生物化学
	189	ライフサイエンス	47040	薬理学
	189	ライフサイエンス	47050	環境、天然医薬資源学
	189	ライフサイエンス	47060	医療薬学
	189	ライフサイエンス	48010	解剖学
	189	ライフサイエンス	48020	生理学
	189	ライフサイエンス	48040	医化学
	189	ライフサイエンス	49010	病態医化学
	189	ライフサイエンス	49020	人体病理学
	189	ライフサイエンス	49030	実験病理学
	189	ライフサイエンス	49040	寄生虫学
	189	ライフサイエンス	49050	細菌学
	189	ライフサイエンス	49060	ウイルス学
	189	ライフサイエンス	49070	免疫学
	189	ライフサイエンス	50010	腫瘍生物学
	189	ライフサイエンス	50020	腫瘍診断、治療学

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
馬場パネル	189	ライフサイエンス	52010	内科学一般
	189	ライフサイエンス	52040	放射線科学
	189	ライフサイエンス	52050	胎児医学、小児成育学
	189	ライフサイエンス	53010	消化器内科学
	189	ライフサイエンス	53020	循環器内科学
	189	ライフサイエンス	53030	呼吸器内科学
	189	ライフサイエンス	53040	腎臓内科学
	189	ライフサイエンス	53050	皮膚科学
	189	ライフサイエンス	54010	血液、腫瘍内科学
	189	ライフサイエンス	54020	膠原病、アレルギー内科学
	189	ライフサイエンス	54030	感染症内科学
	189	ライフサイエンス	54040	代謝、内分泌学
	189	ライフサイエンス	55010	外科学一般、小児外科学
	189	ライフサイエンス	55020	消化器外科学
	189	ライフサイエンス	55030	心臓血管外科学
	189	ライフサイエンス	55040	呼吸器外科学
	189	ライフサイエンス	55050	麻酔科学
	189	ライフサイエンス	55060	救急医学
	189	ライフサイエンス	56020	整形外科科学
	189	ライフサイエンス	56030	泌尿器科学
	189	ライフサイエンス	56040	産婦人科学
	189	ライフサイエンス	56050	耳鼻咽喉科学
	189	ライフサイエンス	56060	眼科学
	189	ライフサイエンス	56070	形成外科学
	189	ライフサイエンス	57010	常態系口腔科学
	189	ライフサイエンス	57020	病態系口腔科学
	189	ライフサイエンス	57030	保存治療系歯学
	189	ライフサイエンス	57040	口腔再生医学、歯科医用工学
	189	ライフサイエンス	57050	補綴系歯学
	189	ライフサイエンス	57060	外科系歯学
	189	ライフサイエンス	57070	成長、発育系歯学
	189	ライフサイエンス	57080	社会系歯学

第6章 創発パネルについて

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
鄭パネル	189	ライフサイエンス	58010	医療管理学、医療系社会学
	189	ライフサイエンス	58020	衛生学、公衆衛生学分野：実験系を含む
	189	ライフサイエンス	58030	衛生学、公衆衛生学分野：実験系を含まない
	189	ライフサイエンス	58040	法医学
	189	ライフサイエンス	58050	基礎看護学
	189	ライフサイエンス	58060	臨床看護学
	189	ライフサイエンス	58070	生涯発達看護学
	189	ライフサイエンス	58080	高齢者看護学、地域看護学
	189	ライフサイエンス	59010	リハビリテーション科学
	189	ライフサイエンス	59020	スポーツ科学
	189	ライフサイエンス	59030	体育、身体教育学
	189	ライフサイエンス	59040	栄養学、健康科学
	189	ライフサイエンス	90110	生体医工学
	189	ライフサイエンス	90130	医用システム
	189	ライフサイエンス	90140	医療技術評価学
	189	ライフサイエンス	90150	医療福祉工学

創発パネル	コード	分野	コード	研究の内容
後藤パネル	289	情報通信	60010	情報学基礎論
	289	情報通信	60020	数理情報学
	289	情報通信	60030	統計科学
	289	情報通信	60040	計算機システム
	289	情報通信	60050	ソフトウェア
	289	情報通信	60060	情報ネットワーク
	289	情報通信	60070	情報セキュリティ
	289	情報通信	60080	データベース
	289	情報通信	60090	高性能計算
	289	情報通信	60100	計算科学
	289	情報通信	61010	知覚情報処理
	289	情報通信	61020	ヒューマンインタフェース、インタラクション
	289	情報通信	61030	知能情報学
	289	情報通信	61040	ソフトコンピューティング
	289	情報通信	61050	知能ロボティクス
	289	情報通信	61060	感性情報学
	289	情報通信	62010	生命、健康、医療情報学
	289	情報通信	62020	ウェブ情報学、サービス情報学
	289	情報通信	62030	学習支援システム
	289	情報通信	62040	エンタテインメント、ゲーム情報学

第6章 創発パネルについて

	コード	分野	コード	研究の内容
人文・社会系 その他 本コードを研究分野（主）に登録した場合、研究分野（副）は必ず創発パネルに属するコード（「人文・社会」及び「その他」以外）を入力すること。 「人文・社会」及び「その他」に属するコードのみしか登録していない場合は、提案を受け付けません。	900	人文・社会	01010	哲学、倫理学
	900	人文・社会	01020	中国哲学、印度哲学、仏教学
	900	人文・社会	01030	宗教学
	900	人文・社会	01040	思想史
	900	人文・社会	01050	美学、芸術論
	900	人文・社会	01060	美術史
	900	人文・社会	01070	芸術実践論
	900	人文・社会	01080	科学社会学、科学技術史
	900	人文・社会	02010	日本文学
	900	人文・社会	02020	中国文学
	900	人文・社会	02030	英文学、英語圏文学
	900	人文・社会	02040	ヨーロッパ文学
	900	人文・社会	02050	文学一般
	900	人文・社会	02060	言語学
	900	人文・社会	02070	日本語学
	900	人文・社会	02080	英語学
	900	人文・社会	02090	日本語教育
	900	人文・社会	02100	外国語教育
	900	人文・社会	03010	史学一般
	900	人文・社会	03020	日本史
	900	人文・社会	03030	アジア史、アフリカ史
	900	人文・社会	03040	ヨーロッパ史、アメリカ史
	900	人文・社会	03050	考古学
	900	人文・社会	03060	文化財科学
	900	人文・社会	03070	博物館学
	900	人文・社会	04010	地理学
	900	人文・社会	04020	人文地理学
	900	人文・社会	04030	文化人類学、民俗学
	900	人文・社会	05010	基礎法学
	900	人文・社会	05020	公法学
	900	人文・社会	05030	国際法学
	900	人文・社会	05040	社会法学
	900	人文・社会	05050	刑事法学
	900	人文・社会	05060	民事法学
	900	人文・社会	05070	新領域法学
	900	人文・社会	06010	政治学
	900	人文・社会	06020	国際関係論
	900	人文・社会	07010	理論経済学
	900	人文・社会	07020	経済学説、経済思想
	900	人文・社会	07030	経済統計
	900	人文・社会	07040	経済政策

第6章 創発パネルについて

900	人文・社会	07050	公共経済、労働経済
900	人文・社会	07060	金融、ファイナンス
900	人文・社会	07070	経済史
900	人文・社会	07080	経営学
900	人文・社会	07090	商学
900	人文・社会	07100	会計学
900	人文・社会	08010	社会学
900	人文・社会	08020	社会福祉学
900	人文・社会	08030	家政学、生活科学
900	人文・社会	09010	教育学
900	人文・社会	09020	教育社会学
900	人文・社会	09030	子ども学、保育学
900	人文・社会	09040	教科教育学、初等中等教育学
900	人文・社会	09050	高等教育学
900	人文・社会	09060	特別支援教育
900	人文・社会	09070	教育工学
900	人文・社会	09080	科学教育
900	人文・社会	10010	社会心理学
900	人文・社会	10020	教育心理学
900	人文・社会	10030	臨床心理学
900	人文・社会	10040	実験心理学
900	人文・社会	41010	食料農業経済
900	人文・社会	80010	地域研究
900	人文・社会	80020	観光学
900	人文・社会	80030	ジェンダー
900	人文・社会	90010	デザイン学
900	人文・社会	90020	図書館情報学、人文社会情報学
900	人文・社会	90030	認知科学
9999	その他	99999	その他

第6章 創発パネルについて

6.2 創発 PO メッセージ

各パネルを担当する創発 PO 及び人文社会審査チーム チーフアドバイザーから、本事業へ応募する研究者へのメッセージを創発事業ホームページ公募情報

(<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>) に掲載していますので、参考としてください。



創発的研究支援事業 研究提案募集ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

【問い合わせ先】※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません
お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

創発的研究推進部

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

E-mail : souhatsu-application@jst.go.jp [募集専用]

電 話 : 03-5214-7276 [募集専用]

(受付時間 : 10:00～12:00 13:00～17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、原則電子メールでの対応をお願いすることになりますので、ご承知おきください]